

募集要項に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
1	14	第5	4				提案上限価格	過去の事業案件の施設整備費用に比して、本事業の提案上限価格は、設計提案でのコスト縮減に加え、企業努力による費用圧縮を考慮しても、およそ施設整備の提案上限価格から著しく乖離しております。 参考までに、提案上限価格の積上げ根拠をご提示いただけないでしょうか。	提案上限価格の算定根拠については非公表です。
2	14	第5	4				提案上限価格	昨今の建設資材や燃料費等の高騰を加味した時、同じく施設整備の提案上限価格を大きく超過するものと感じております。つきましては、上限価格の見直しを要望しますが、如何でしょうか。	原案のとおりとします。
3	14	第5	4				提案上限価格	昨今の資材等の高騰から、工事価格も大幅に上昇致しており、提案上限価格に関しても適正な見直しをご検討頂けないでしょうか。	No.2参照。
4	14	第5	4				提案上限価格	最近の提案実績を基に提案価格を算出した場合、昨今の大幅な物価上昇から今回の提案上限価格内に収めることは非常に困難と思われます。提案上限価格に関して適正な見直しをお願いできないでしょうか。	No.2参照。

要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	回答
1	6	第1	3	(4)						事業スケジュール	「事業者の提案により別の方法で避難所機能を確保できる場合は」との記載がありますが、別で避難所機能を確保する場合の求められる広さや避難人数、機能についてご教示願います。	要求水準書P17に記載のとおり地域の避難所及び投票所としての利用を想定していることから、多目的研修室で想定する40名程度が利用できる広さ(80㎡)を確保していれば問題ありません。機能については、次の設備を設けてください。 ・バリアフリー対応(段差がないこと) ・空調設備 ・手洗い及び洋式トイレなどの給排水設備(荒天時も利用できる仕様であれば仮設でも可)
2	8	第1	6	(1)	ア	(イ)				敷地面積	敷地面積は広い土地となっておりますが、12000食3献立給食センター、多目的広場、配送車駐車を整備した場合、敷地内に従業員の駐車を設けるだけのスペースが十分とはいえません。一般的には、敷地内に従業員駐車を設けることが多いのですが、本事業ではどのようにお考えでしょうか。 多目的広場が使用されていない際は、一時的に従業員の臨時駐車場としてよろしいでしょうか。 もし不可能であった場合、従業員の敷地外部に必要となる駐車場の予算は計上されていますでしょうか。	前段:要求水準書P37に記載のとおり周辺交通への影響を抑制するため、業務従事者は公共交通機関の利用や時間帯を分散しての通勤を想定しています。敷地内に十分な事業者用駐車場を確保できない場合は、事業者の提案により、他の駐車場用地の確保、乗合バスの運行等を検討してください。 後段:多目的広場を一時的に臨時駐車場として使用することは可能ですが、轍や水溜まりなどグラウンドゴルフの利用等に影響がないようにしてください。
3	9	第1	6	(1)	ア	(キ)				その他	第1回要求水準書に関する質問に対する回答のNo.4ですが、二期工事期間が運営期間と重なりますが時間調整すれば工事車両は東側から進入させることは可能と考えれば宜しいのでしょうか。※屋内運動場棟の外壁にアスベストが含まれているため、解体工事のみでも開業準備期間中では工事が終わらないため。	お見込みのとおり二期工事期間中については、配送車と工事車両の通行時間の調整や交通整理員の配置等により東側からの進入が可能と考えています。
4	20	第2	1	(2)	ア					地域性・景観性	騒音規制値がかなり厳しいため、対策として防音壁や消音装置の設置が必要となり建設コストが非常に割高となりますが、予定価には見込まれているものと考えてよろしいでしょうか。	近隣住宅等への影響を鑑みて騒音規制に対応するための工事費の補正を行っています。
5	20	第2	1	(2)	ア					地域性・景観性	本件敷地の騒音規制値がかなり厳しいため、設備機器を屋上に設置しても対策として通常は必要ない防音壁や消音装置の設置が必要となります。貴市にて特例による緩和措置などご検討の余地はありますでしょうか。	特例による緩和措置はありません。

要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	回答
6	28	第2	1	(6)	ウ	(ウ)				災害時の対応	炊き出し時の炊き出しに使用する食材は、防災用食料備蓄庫内に保管された市調達の防災用食料のみで、給食用に保管してある食材は使用しないとの理解でよろしいでしょうか。	現時点で炊き出しに使用する食材の調達方法は未定です。今後、別途本市と事業者の間で締結することとしている災害協定の中で協議のうえ定めます。
7	31	第2	2	(1)						残渣処理室	「b.各諸室で発生した残渣等については、配管を用いて残渣庫に運ぶシステムとすること」とありますが、下処理室の残渣を配管で運搬する場合、配管長さが30m以上となり、長期間の使用中に詰まり等のトラブルが予想されます。残渣の運搬については、回収される給食残渣のみとするご提案もお認め頂けないでしょうか。	衛生面、作業工程等に支障がない場合は、事業者の提案によるものとします。
8	32	第2	2	(1)						和え物準備室、和え物室	「和え物準備室」とありますが、衛生的に調理可能なように厨房機器を配置したうえで、効率的な動線と作業スペース確保の為、室として煮炊き調理室と壁で区画しない形の提案もお認め頂けないでしょうか。	和え物準備室の設置は必須です。
9	33	第2	2	(1)						配送用風除室	要求水準書に関する質問に対する回答No.20について、日見小学校は配送コンテナでの配膳室受取が困難であることから、食器類については配送BOX等での配送と理解しています。配送コンテナを使用できない学校への配送については、専用の配送風除室を設けた上でカウンターでの受け渡しにするなど衛生的に工夫をすることでドッグシェルター無しとする提案を認めて頂けないでしょうか。	日見小学校の配送に関して、調理場内への虫、砂塵等の侵入を防止するための十分な工夫がなされている場合は、ドックシェルターの設置の有無は事業者の提案によるものとします。
10	34	第2	2	(1)						防災用食糧備蓄庫	防災用食糧備蓄庫は多目的広場での災害対応等を考慮し、物資が容易に搬入搬出出来る位置としつつ給食センターとは別棟(多目的広場に設置等)とするご提案もお認め頂けないでしょうか。	防災用食糧備蓄庫と中部学校給食センターは別棟としても構いませんが、当該備蓄食糧は中部学校給食センターへの避難者だけでなく、近隣の避難所にも運搬しますので車を横づけできるなど容易に搬出できるようにしてください。
11	36	第2	2	(2)						多目的研修室、見学施設	「栄養教諭等の献立試作のための調理スペース」は、部屋としてのご提案もお認め頂けないでしょうか。	部屋としての提案でも構いません。

要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	回答
12	37	第2	2	(2)						駐車場	要求水準書に関する質問に対する回答No.25で「今後、徴収対象者の見直しを行う可能性がないとは言えないため、配送校の敷地内を含め、通勤用車両を駐車する場合は、利用者に対して駐車料金を請求する可能性があります。」とありますが、現時点で駐車場の使用料を徴収しない場合には本事業期間を通じて徴収しない建付けとして頂きますようご再考をお願い致します。実施方針の資料1「リスク分担表」NO.49の「事業者の計画・見積の誤りなど、事業者の事由による維持管理・運営費用の上昇(物価変動は除く。)」は事業者負担の理解ですが、駐車場料金の徴収対象者の見直しは市の事由によるものであり、事業者側の計画に反映することは困難かと存じます。	第1回要求水準書に関する質問に対する回答No.25に記載のとおり、現在のところ事業者から駐車場の使用料を徴収する想定はありませんが、要綱等の変更により使用料を徴収することとなった場合は変更した時点から使用料が発生しますので、駐車場の利用者において負担してください。なお、当該要綱等の変更は実施方針の資料1:リスク分担表のNo.5の本事業に直接関わらない制度の変更に該当し、事業者のリスクとなります。
13	38	第2	2	(2)						多目的広場 (野外トイレ・水栓の設置)	グラウンドゴルフの利用が土日のみという回答を受けまして、平日については従業員用の駐車場として使用して、宜しいでしょうか。	No.2参照。なお、グラウンドゴルフは現在の利用状況が土曜・日曜のみであり、多目的広場の供用開始後、運営に支障がない場合は平日に利用する可能性もあります。
14	38	第2	2	(2)						外構	第1回要求水準書に関する質問に対する回答のNo.31ですが、給食センター新設後は避難所が給食センター2階となります。それで二期工事途中で給食センター構内を通行しなくても東側出入口および北側出入口へ行けるように歩道は確保する必要がありますか。	近隣住民が敷地内を通行するために歩道を整備するものであり、避難所機能を移した後も東側出入口及び北側出入口を繋ぐ常時開放の歩道は必要となります。
15	43	第3	3	(4)	ア	(エ)				建設工事	北門側の浄化槽跡(地下埋設)についても解体工事の対象に含まれますでしょうか？	浄化槽(地下埋設)の存置又は撤去については、「既存地下工作物に関するガイドライン」(出典:一般社団法人日本建設業連合会)の既存地下工作物の取扱いに係る判断フローに従い、提案内容を踏まえ協議のうえ本市が決定します。また、存置又は撤去のいずれの場合においても当該ガイドラインに従い、適切に図面等に記録するようにしてください。
16	43	第3	3	(4)	ア	(エ)				建設工事	既存校舎内の残置物についても解体工事の対象でしょうか？対象でしたら校舎内の状況確認は出来ますでしょうか？	前段:要求水準書に記載のとおり建物に固定されている備品や設備については事業者にて撤去・処分してください。 後段:校舎内の状況確認を希望する場合は、令和5年3月17日までに募集要項の担当窓口へ連絡し、日程調整のうえ確認することが可能です。
17	49	第3	3	(4)	エ	(イ)	e	(d)		器具殺菌庫	「温度記録装置付き」とありますが、器具殺菌庫は、午前中の調理に使用した器具の殺菌が目的であり、運転は調理員がいる時間帯に行います。万が一温度が達していないなどの異常があった際も、その場で対応が可能で、温度記録装置がなくても、安全な運用は可能なため、温度管理の方法は事業者の提案に委ねていただけないでしょうか。	安全衛生管理が徹底できる場合は、温度管理の方法は事業者の提案によるものとします。

要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	回答
18	69	第6	1	(7)	ク	(ア)				その他	光熱水費の改定は消費者物価指数を指標としており、消費者物価指数が著しく変動した場合は、市場価格の実態に合うよう、市及び事業者の協議ができるものと理解します。消費者物価指数は市場実態との時間差があるため、市場価格の実態である実際の料金変動を根拠に協議ができるものと出来ないでしょうか。	消費者物価指数と市場実態との時間差が生じることはやむを得ませんが、事業契約書(案)別紙5に記載のとおり、消費者物価指数の数値で判断することとし、消費者物価指数が著しく変動した場合は、市場価格の実態に合うよう、市及び事業者の協議によるものとします。
19	69	第6	1	(7)	ク	(ア)				その他	光熱水費について、昨今のエネルギー料金が調達燃料等に影響を受けて従量料金単価で想定していた料金では納まらない程料金が高騰しています。今夏、電力会社によっては3割程度の値上げが予定されており今後の料金の見通しが困難な状況です。光熱水費を貴市負担としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
20	77	第6	6	(1)	エ					給食配送・回収業務	配送員は、「配送車の誘導やコンテナの搬出入時の安全確保のため」とありますが、各配送校内(学校内)における業務においてとの理解でよろしいでしょうか。 その場合、配送員は給食センターに出勤するのではなく、各配送校に出勤するとしてもよいでしょうか。	前段:配送校を想定しての記載ですが、学校給食センターにおいても安全確保のための適切な人員を配置してください。 後段:配送員2名以上の体制としますが、運転手以外の配送員(運転免許資格の有無を問わない)が直接各配送校に出勤する提案も可とします。なお、配膳員が配送員を兼務し、配送車の誘導等を行うことは不可とします。

事業者選定基準に関する質問に対する回答

No	本編	別紙 番号	頁	第1	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1								—	

資格審査に関する質問に対する回答

No	本文	様式 番号	1	項目等	質問内容	回答
1					—	

提案審査に関する質問に対する回答

No	本文	様式番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	○		1	(2)		提出部数等	様式 J-1には「外部借入における資金提供者については、関心表明書等を提出した金融機関等を必ず含むものとし、その写しを添付すること。」と記載がありますが、それ以外の地元企業からの関心表明書、バックアップにかかる表明書などについても、添付書類としてもよいのでしょうか。それとも記載のないもの以外の添付は認められないのでしょうか。 仮に添付書類としてもよいとのことであれば、添付する場所は事業者の提案としてもよいのでしょうか。	前段：地元企業等の関心表明書については、直接の評価の対象とはなりません。提出を妨げるものではありません。 後段：お見込みのとおりです。
2	○		1	(2)		提出部数等	提案審査に関する書類に表記する「応募グループ名」については、資格審査の通知の際に貴市よりご教示いただけるとの理解でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	○		1	(2)		提出部数等	様式集(提案審査)に関する質問に対する回答No.5で「応募グループ以外の企業や金融機関の名称など応募グループを特定する恐れがある固有名称は記載しないでください。」とありますが、応募グループを特定する恐れのない協力会社等については固有名称を記載しても宜しいのでしょうか。	副本については、応募グループを特定する恐れのない協力会社等についても固有名称を記載しないでください。
4	○		1	(2)		提出部数等	<提案審査に関する書類の構成>に記されている様式欄に「なし」と表記されている書類については、CD-Rで提出するデータ形式は任意という認識でよろしいのでしょうか。(例えばExcelやPDF等)	<提案審査に関する書類の構成>に記されている様式欄に「なし」と表記されている書類については、PDFでCD-Rに保存してください。
5		A-4				価格提案内訳書	食数変動による運営費の改定に関する基本的な考え方として、変動費は変動単価×食数となっておりますが、当該様式に記載する食単価は通常食の単価のみで、アレルギー対応食の単価は不要という理解でよろしいのでしょうか。 アレルギー対応食の単価の記載が必要な場合は、記載方法について、ご教示下さい。	通常食とアレルギー対応食の単価は、共通の単価として記入してください。
6		H-2				地域経済・地域社会への貢献等についての提案	準市内業者は市外業者の扱いでしょうか？	お見込みのとおりです。

提案審査に関する質問に対する回答

No	本文	様式番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
7		H-2				地域経済・地域社会への貢献等についての提案	市内業者と共同企業体を構成する場合は市外業者の扱いでしょうか？ また、比率によっても扱いは変わりますでしょうか？	前段・後段：市内業者と市外業者（準市内を含む。）で共同企業体を構成する場合は、共同企業体への比率に関わらず市内業者に最終的に支払われる予定の金額を地域経済への貢献金額として計上することが可能です。
8		H-2				地域経済・地域社会への貢献等についての提案	提案時点より、最終的に地域経済への貢献総額を達成できなかった場合について罰則等がありますでしょうか？	事業提案書も契約内容の一部であり、地域経済への貢献総額を達成できない場合には、事業者の債務不履行として事業契約を解除する場合があります。その場合、事業契約書の定めに従い違約金を請求します。
9		H-2				地域経済・地域社会への貢献等についての提案	維持管理・運営業務の市内業者への発注額の集計の考え方について、入札参加資格者名簿では「業務委託」は「建設工事」ではなく「物品調達」と同一である点を考えますと「業務委託」の性格は「建設工事」ではなく「物品調達」に近い性格を有していると認識しております。 この点を考慮しますと、業務委託の市内発注額については「1 下請工事における発注額について」と同様に考えるのではなく、「2 資材、什器・備品及び消耗品における調達額について」と同様にしたいのですがいかがでしょうか。	原案のとおりとします。
10		J-1				資金調達計画書	「募集要項等に関する第1回質問に対する回答」の「様式集(提案審査)に関する質問に対する回答」のNo.30の質問「『※5:外部借入における資金提供者については、関心表明書等を提出した金融機関等を必ず含むものとし、その写しを添付すること。』とありますが、副本分において金融機関等の固有名詞を記載してもよろしいでしょうか。」に対するご回答として、「金融機関等の固有名詞は記載しないでください。」とありますが、正本については金融機関等の固有名詞が分かるような表記をして良いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11		J-2				資金収支計画表	「金額については円単位で、消費税及び物価変動を除いた額を記入」とございますが、実際に消費税による資金の動きが生じるため、【資金収支計画】上、別記(消費税の納付、仮受消費税の入金など)する形で問題ございませんでしょうか。	構いません。

提案審査に関する質問に対する回答

No	本文	様式番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
12		K-1				初期投資費 見積書	「6.諸経費」の項目のように1期工事と2期工事に直接的に区分できないようなものがある場合には、事業者の考えに基づいて按分方法で問題ないでしょうか。(例えば金額比率按分、期間按分、均等按分などの一定の方法)	構いません。
13		K-2				維持管理費 及び運営費 見積書(年次 計画表) (③その他費 用(年次計画 表))	当該表においては支出額(発生するコスト)を積算し、それを明示する趣旨であると理解しているため、SPCの予定利益およびそれに課税される法人税等(法人税、法人住民税等法人の利益に対して賦課される税金、事業者の税引後利益等)は記載しないという理解で問題ないでしょうか。その分だけ、サービス対価の金額は相違する理解でよろしいでしょうか。	SPCの利益や法人税等は市がSPCに対して支払うサービスの対価に含まれているものとし、様式K-2には、本市が支払うサービスの対価の内訳を示してください。そのため、SPCの利益や法人税等を抽出して記載する必要はありません。
14		K-2				維持管理費 及び運営費 見積書(年次 計画表) (③その他費 用(年次計画 表))	光熱水費高騰が非常に激しく、算出が非常に困難な状況です。今後の高騰も予測出来ない状況です。貴市にて基本料金、従量単価等を設定頂き、超えた場合は貴市負担でのご検討をお願い致します。	本市では基本料金等は設定しませんので、事業者にて検討し、提案してください。
15		K-2				維持管理費 及び運営費 見積書(年次 計画表) (③その他費 用(年次計画 表))	重油を使用する場合は行を追加してもよろしいでしょうか。	構いません。

基本協定書(案)に関する質問に対する回答

No	本編	別紙 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1								—	

事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1											—	

事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
1	4	45	1	(1)				設計及び建設工事等業務のサービスの対価	<p>事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答No.6でご回答頂いている通り、過去の実績等に基づき、適切に提案上限価格を設定頂いている理解ですが、それが提案時に適切に活かされるよう提案書提出時の基準金利を提案上限価格設定時のものとして頂けますようご再考をお願い致します。</p> <p>本件適用の基準金利(TONA ベース15年物(円/円)金利スワップレート)は22/1/31時点:0.291%、22/3/31時点:0.488%、22/12/1時点:0.836%と上昇傾向にあり、提案上限価格設定時の基準金利は把握できておりませんが、仮に施設整備費が50億円(税抜)で割賦元本が10億円(税抜)だった場合、基準金利が0.291%と0.836%の場合での割賦利息の差額は約49百万円となり事業費に占める割合も大変大きくなることから入札価格積算において大きな課題となっております。</p> <p>市が実際に支払う割賦手数料は、提案書提出時の基準金利ではなく引渡し予定日の2営業日前の基準金利レートが採用される理解です为上記変更によって実際に支払う割賦手数料が増減することはないと思料されますし、提案書提出時の基準金利が高めに設定されている場合、上限価格に収まらず入札不成立になる可能性も御座います。また、上限価格に収まった場合でも、設計及び建設工事等費用等を必要以上に削減することとなり、本来提案したかった質の高い提案が困難となることも考えられますので基準金利のご再考をお願い致します。</p>	<p>ご理解のとおり基準金利は上昇傾向にあり、実際の支払時の金利(引渡し予定日の2営業日前の基準金利)に近い率となるように直近の基準金利を設定しています。そのため、原案のとおりとします。</p>
2	4	46	3	(1)				設計及び建設工事等業務のサービスの対価の支払方法について	<p>事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答No.8から、割賦元本に係る消費税等相当額についても、割賦手数料の計算対象に加算して提案する場合、割賦元本(税込)にて元利均等計算を行うため、割賦元本+割賦手数料の合計額が各回で元利均等とならず、割賦元本+消費税相当額+割賦手数料の合計額が各回で元利均等となる提案となっても問題ないでしょうか。</p>	<p>構いません。</p>
3	4	46	3	(2)				維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について	<p>維持管理及び運営業務のサービスの対価について、変動費を除いて平準化して請求する理解でおりますが、第1回(令和8年7月～9月分)請求分のうち、【運営費固定部分】は運営期間が令和8年9月の1か月間しかないため、平準化した金額の1/3を請求する理解でよろしいでしょうか。あるいはそういった調整は考慮せずに、各支払回が同額となるように算定するものでしょうか。</p>	<p>初回(令和8年10月)及び最終回(令和23年10月)の支払いは、対象の業務が1か月しかないため平準化した金額の1/3(1か月分)としてください。</p>

事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
4	4	46	3	(2)				維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について	維持管理及び運営業務のサービスの対価について、変動費を除いて平準化して請求する理解しておりますが、第1回(令和8年7月～9月分)請求分のうち、運営費に含める【開業準備費相当】は運営期間が令和8年9月の1か月間しかないため、平準化した金額の1/3を請求する理解でよろしいでしょうか。あるいはそういった調整は考慮せずに、各支払回が同額となるように算定するものでしょうか。	初回(令和8年10月)及び最終回(令和23年10月)の支払いは、開業準備費相当を平準化した金額の1/3(1か月分)としてください。
5	4	46	3	(2)				維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について	運営開始初年度における第2四半期(令和8年9月)と、運営最終年度の第3四半期(令和23年7月)にて想定される給食提供日数をご教示頂けますと幸いです。	実際の給食提供日は未定ですが、給食実施可能日は令和8年9月が18日、令和23年7月が13日を想定しています。この実施可能日の中で、各学校ごとの標準回数に合わせ給食実施日を設定します。
6	4	46	3	(2)				維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について	平準化により開業準備期間における維持管理及び運営業務のサービスの対価が支払われますが、開業準備業務が完了した時点で当該債権債務が確定し、万が一、引渡し後に事業契約解除となった場合は、事業者へ未払金相当額が支払われるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	5	61	1					設計及び建設工事等業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方	「※施設整備費は、別紙4表1における施設費のうち「建設工事費」のみとするとございます。念のための質問でございますが、建設工事費の括弧書き内には厨房機器等の調達及び設置費、外構工事費等もございますが、括弧内の業務費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	5	63	3	(2)				光熱水費	水光熱費について、昨今では予測不能なほど高騰が続いております。提案段階と施設整備段階での価格差も懸念されることは勿論ですが、維持管理運営15年における変動も予測不能かつ次年度以降分のサービス対価の改定ではリスクが高いです。昨今の情勢を踏まえ、提案における試算条件を明確にすることで、試算範囲を超える水光熱費上昇分を市による負担(使用方法などの過失による超過は事業者負担)とすることは出来ませんか。又は、次年度以降分のサービス対価の改定だけでなく、次年度以降に前年度上昇分の上乗せなどの対応は出来ませんか。	前段:事業契約書(案)別紙5の3(2)に記載のとおり消費者物価指数が3ポイントを超える変動が生じる場合は、原則として、別紙5の3(2)に記載の算定式に基づき改定します。ただし、市場価格の実態と明らかに合致しないと認められる場合には、市及び事業者の協議により光熱水費を改定することが可能です。 なお、その際の協議においては、様式K-3「維持管理費及び運営費見積書(内訳表)」の光熱水費の欄に記載の算定根拠も参考とし、市が改定方法を決定します。 後段:原案のとおりとします。

事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
9	5	63	3	(2)				光熱水費	(1)維持管理費、運営費及びその他の費用と(2)光熱水費のサービスの対価の改定方法について、「3ポイントを超える差が生じた場合に、次年度分以降のサービスの対価の改定を行う」とありますが、設計及び建設工事等業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方と同じく、1.5ポイントを超える差が生じた場合にサービスの対価の改定を行うように変更していただけますでしょうか。市場の物価が上昇しているにもかかわらず、サービス対価が変動しないことにより、事業者が貴市に対して十分なサービスを提供できないのではないかと懸念しております。	第1回事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答No.27参照。
10	5	63	3	(2)				光熱水費	光熱水費の改定は消費者物価指数を指標としており、消費者物価指数が著しく変動した場合は、市場価格の実態に合うよう、市及び事業者の協議ができるものと理解します。消費者物価指数は市場実態との時間差があるため、市場価格の実態である実際の料金変動を根拠に協議ができるものと出来ないでしょうか。	消費者物価指数と市場実態との時間差が生じることはやむを得ませんが、事業契約書(案)別紙5に記載のとおり、消費者物価指数の数値で判断することとし、消費者物価指数が著しく変動した場合は、市場価格の実態に合うよう、市及び事業者の協議によるものとします。
11	5	63	3	(2)				光熱水費(表3)	基準値の指数CSP15について、基準となる指数が将来の指数になっています。そうしますと将来の物価高騰を見込んで上限価格を設定されたと考えられます。過去の物価変動ですと大勢に影響はないかと思いますが、現在の物価変動ですと大変大きな違いがおきるかと思えます。この部分の指数において、上限価格を設定した際の年月若しくは入札時の公表されている指数と変更を願えませんでしょうか。	初回改定時の基準となる指数を、すでに確定している指数となるよう事業契約書(案)を修正します。
12	5	63	3	(2)				光熱水費(表3)	基準値の指数CSP15について、現在、光熱水費が、高騰し、この質疑提出日から提案書提出日までさえ、電気代で2割以上の高騰が予想されています。この高騰の原因が続く限り、物価上昇が続くと思われま。例え8月までとはいえ、これを事業者で見込むことは不可能かと思えます。よって、上限価格を設定した際の光熱水費を公表いただき、全事業者、同条件にできませんでしょうか。	熱源や各インフラの供給事業者の選定は事業者の提案に委ねており、光熱水費を同一条件とした場合に事業者の自由な提案を抑制する恐れがあるため原案のとおりとします。